ご注意いただきたい事項

(1) 入出金の停止

相続の開始が確認できた場合、相続手続きが完了するまでは原則としてご預金等のお引出し・ご入金ができなくなります。

- ① 当行営業日 15:00 までの受付分は、相続センターで確認でき次第、入出金を停止させていただきます。
- ② 当行営業日 15:00 以降または当行休業日(祝・休日および 12/31~1/3) の受付分は、相続センターで確認でき次第、翌営業日までに入出金を停止させていただきます。
- (2)公共料金などの定期的な引落し、家賃の振込みなどの予定がある場合は、お早目に引落口座や入金口座の変更手続きをお取りください。
- (3) 相続のお手続きは、相続人・受遺者・遺言執行者のみが可能です。
- (4) お申込みいただく際、お亡くなりになられた方のお取引内容が分かるご通帳・キャッシュカード等をお手元にご準備ください。
- (5) ご入力内容について詳細な確認が必要な場合、相続センターより相続手続代表者さまのお電話にご連絡させていただきます。また、必要事項等の確認ができず一定期間経過した場合、お申込みの取消をさせていただく場合もございますので、予めご了承ください。
- (6) お亡くなりになられた方のお取引(融資取引、投資信託、公共債、当座勘定、勤労者財産形成預金、貸金庫取引、保護預り契約、金融商品仲介、名義変更手続きなど)によっては、営業店窓口でのお手続きが必要となります。
- (7) お申込みいただいたあとのお手続きは、ご郵送もしくはお電話にて行います。郵便料金については 発送側の負担とします。営業店窓口に直接ご持参いただく場合は郵便料金はかかりませんが、必ず封 をしたうえでご提出いただきますようお願いいたします。
- (8) 必要書類は原本をご郵送いただきますが、原本の返却をご希望の場合、当行所定の書式以外は写しをいただいたあとにお返しいたします。
- (9) 相続預金のお受取口座に当行本支店口座をご指定いただいた場合、お振込先1つに限りお振込手数料が無料となります。2つ目以降は当行所定の振込手数料をいただきますので、予めご了承ください。また、相続預金のお受取口座に他行口座をご指定いただいた場合、1つ目から当行所定の振込手数料を頂戴します。

相続事務取扱いの共通化

- (1) 岩手県内9行庫では、お客さまの利便性の向上を目的として、相続事務における書式およびお取扱いの一部を共通化しています。
- (2) 共通化対象金融機関

岩手銀行、北日本銀行、東北銀行、盛岡信用金庫、一関信用金庫、水沢信用金庫、北上信用金庫、 花巻信用金庫、宮古信用金庫

- (3) 次の書式は共通書式となりますので、同じ書式を使用し対象金融機関でのお手続きを実施いただけます。
 - ① 相続についてのお伺い(兼 相続手続開始報告書)
 - ② 相続手続きのご案内
 - ③ 相続手続依頼書関係書式
- (4) 手続きにおける注意事項

共通化は岩手県内9行庫が共同で相続手続きを行うものではありません。複数の金融機関にてお取引がある場合、各金融機関に必要な書類をご提出のうえ個別にお手続きをいただく必要がございます。

残高証明書等の発行

残高証明書および取引明細表の発行手続きは、営業店窓口で承ります。

- (1) 発行手続きに必要なもの
 - ① 相続権利者および法定の相続手続者であることの確認資料(戸籍謄本、法定相続情報一覧図、遺言書、遺産分割協議書、裁判所の調停書・審判書謄本、代理人弁護士の委任状など)
 - ② 本人確認資料 (印鑑証明書)
 - ③ 実印
- (2) 手数料
 - ① 残高証明書(1通)1,000円(消費税別)
 - ② 取引明細表

取引期間1年以下1,000円+1年毎に500円加算(消費税別) ただし、弁護士などの場合は基本手数料1,000円(消費税別) 詳しくは最寄りの営業店にお尋ねください。

ご利用推奨環境

OS		ブラウザ
パソコン	Windows	Microsoft Edge 最新版 Google Chrome 最新版
		Mozilla Firefox 最新版
	Mac OS	Safari 最新版
		Google Chrome 最新版
		Mozilla Firefox 最新版
スマートフォン	Android	標準ブラウザ
	iOS	